

司法により認定された馳名商標の 届出制度の構築について最高人民法院の通知

2006年11月12日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

司法により認定された馳名商標の届出制度の構築について最高人民法院の通知

(2006年11月12日 明伝 [2006] 8号)

ここ数年、各地の人民法院は商標権侵害などの民事紛争事件の審理において、《中華人民共和国商標法》とそれにかかわる司法解釈の関連規定に基づき、一定数量の馳名商標の認定を実施しました。裁判業務の必要性に基づき、馳名商標の司法による認定の状況と問題を速やかに掌握、討議し、最高人民法院が馳名商標の司法による認定に対しての届出制度を構築することを決定しました。ここに、関連問題について次のように通知します。

1. 本通知の通達以前に、既に発効の馳名商標の認定にかかわる事件の場合、本通知通達日から2ヶ月以内に、各高級人民法院は第1審、第2審の法律文書と、馳名商標を認定する案件の統計表とをあわせて最高人民法院第3民事法廷に届け出ること。

2. 本通知の通達日から、各高級人民法院は、管轄区域内で既に発効の馳名商標の認定にかかわる法律文書に対して、文書の発効日から20日以内に第1審、第2審の法律文書及び統計表を最高人民法院の第3民事法廷へ届け出なければならない。

附録 統計表書式 (略)